破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６９０号
埼玉県入間市狭山台120―２　ウィルコートＡ102會田仁紀方、住民票上の住所埼玉県入間市宮寺1794番地
破産者　會田　政江
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３２号
埼玉県川越市松江町１丁目19番地11
破産者　五十嵐　清
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６９号
埼玉県富士見市関沢２丁目27番10号
破産者　加藤　定雄
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８７号
埼玉県狭山市大字水野747番地の８、前住所埼玉県川越市南台３丁目７番地６　ステイツ川越南台408号室
破産者　吉見　　晃
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８８号
埼玉県狭山市大字水野747番地の８、前住所埼玉県川越市南台３丁目７番地６　ステイツ川越南台408号室
破産者　吉見　和美
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５１９号
札幌市北区拓北６条３丁目１番22号　エスコート東篠路駅前102号
破産者　浪江　安清
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５４２号
岩手県陸前高田市高田町字下和野34番地11
破産者　小友　剛史
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１１５号
仙台市青葉区中山１丁目８番５号
破産者　大沼恵美子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地22県営石神アパート２―２―４
破産者　斎藤亜津志
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２３号
群馬県高崎市倉賀野町2787番地４
破産者　藤本　実穂
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３４３号
群馬県高崎市昭和町33番地
破産者　田谷　勝彦
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０４号
東京都大田区西蒲田１―12―７　中増荘２号室、住民票上の住所横浜市戸塚区汲沢町1154番地　ぐみざわ東ハイツ２棟707号
破産者　江夏　　勝
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２４号
川崎市多摩区生田４丁目４番22号
破産者　松崎　亘雄
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２６号
神奈川県高座郡寒川町宮山1279番地15
破産者　阿部　栄里
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６６９号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　勝田団地４―306
破産者　星川　朋子
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８６号
横浜市旭区中沢３丁目18番26号
破産者　松原　　史
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７号
新潟県阿賀野市関屋367番地11
破産者　石川　隆芳
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成１９年（フ）第３４２６号
愛知県津島市愛宕町１丁目30番地　ピースフル愛宕Ｂ101号
破産者　髙橋　貞夫
１　決定年月日　平成21年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部